

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年7月7日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	113-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/joho/it/mynumber/dokuzi/dokuziriyouzi mu.html

執行機関名 茨城県知事

知事等(教育委員会)が行う私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)又は高等学校の専攻科に在学する生徒又は学生の教育に係る経済的負担を軽減するための給付金(就学のため必要な経費(授業料を除く。)に係るものに限る。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの(高等学校の専攻科の生徒を除く。)
② 番号法別表第1の項	91	
③ 番号法別表第2の項	113	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 第2の項 私立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)又は高等学校の専攻科に在学する生徒又は学生の教育に係る経済的負担を軽減するための給付金(就学のため必要な経費(授業料を除く。)に係るものに限る。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号) 第1条	茨城県私立高等学校等奨学給付金(奨学のための給付金)支給要項第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 知事は、私立高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等(特別支援学校の高等部及び国公立の高等学校等を除いた学校等をいう。))及び高等学校の専攻科の生徒等(法第3条に規定する受給資格を有している者(同条に規定する支給対象高等学校等が特別支援学校の高等部及び国公立の高等学校等である受給資格を有している者を除く。))以下「高校生等」という。)が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減し、高校生等の就学を支援するため、予算の範囲内において茨城県私立高等学校等奨学給付金(以下「給付金」という。)を支給するものとし、その給付金の支給については、茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。
⑦ 独自利用事務の関連規範		茨城県私立高等学校等奨学給付金(奨学のための給付金)支給要項